

厚生労働省発医政0509第5号

平成30年5月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公印省略)

医療施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知の別添「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。